

金沢市私立学校運営費補助金交付要綱

(平成16年4月1日決裁)

改正 平成16年12月24日決裁

改正 平成28年3月23日決裁

改正 令和2年12月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、建学の精神に基づき特色ある教育活動を行う私立学校の教育条件の維持向上、保護者の経済的負担の軽減及び学校経営の安定を図るため、私立学校の運営に係る経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「私立学校」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による認可を受けて、本市の区域内に設置する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、私立学校を設置する学校法人で次の各号のいずれにも該当し、かつ、市長が適当と認めるものに対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 石川県私立学校経常費補助金交付要綱（平成2年12月27日施行）に規定する補助金の交付決定を受けた学校法人であること。
- (2) 市税を完納している学校法人であること。
- (3) 特色ある教育活動を行う学校法人であること。

(補助対象経費)

第4条 この要綱における補助対象経費とは、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）別表第1に規定する科目のうち、次に掲げる科目における経費とする。

- (1) 人件費支出 教職員に支給する本俸、手当及び所定福利費に要する経費をいう。ただし、役員報酬及び退職金に要する経費は除く。
- (2) 教育研究経費支出 教育研究に要する経費をいう。ただし、光熱水費及び修繕費を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める算定方法で得た額を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、別に定める補助金交付申請書に市税滞納状況調査承諾書（別記様式）を添えて市長に申請しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成16年12月24日決裁）

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱の規定による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第5条関係）

補助対象学校	補助金の額の算定方法
幼稚園	別に定める方法により算定した額
小・中学校	次に掲げる額の合計額 (1) 1学校につき 3, 100千円 (2) 次のアからエまでに掲げる市内在住児童生徒数の区分に応じ、それぞれアからエまでに掲げる額 ア 50人まで 1学校につき200千円 イ 51人から100人まで 1学校につき250千円 ウ 101人から200人まで 1学校につき300千円 エ 201人以上 1学校につき400千円
高等学校	次に掲げる額の合計額 (1) 1学校につき 1, 100千円 (2) 市内在住生徒数に1千円を乗じて得た額

備考 この表において「市内在住児童生徒数」又は「市内在住生徒数」とは、補助金を申請する前年度の5月1日時点において、住所が金沢市内にある者で当該学校に在籍している児童及び生徒の数をいう。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

市税滞納状況調査承諾書

年度私立学校運営費補助金の申請に係る市税滞納状況を市長が調査することに同意します。

所在地
法人名
代表者名
（署名又は記名押印）